

福知山市夜久野町井田（稚児野台地）地域共生型太陽光発電事業
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

福知山市（以下「本市」という。）では、脱炭素先行地域における取組の一環として、再生可能エネルギーの地産地消を推進するとともに、エネルギーを通じた地域経済循環の促進及び地域課題の解決を目指している。

本事業は、福知山市夜久野町井田（稚児野台地）の旧養豚団地跡地において、既存施設の解体・撤去及び事業用地の整備を行った上で、太陽光発電設備を整備し、発電した電力を地域に供給するとともに、市民出資、地域還元等を通じた地域共生型の事業を実施するものである。

本事業の実施に当たっては、既存施設の解体・撤去、太陽光発電設備の整備、電力供給・販売、維持管理、地域との共生及び事業終了時の設備撤去・原状回復等を一体的かつ長期的に実施する必要がある。

このため、民間事業者の専門的な知識、技術、事業遂行能力及び創意工夫を活用し、事業の実現性、継続性、地域への貢献等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式により、本事業を実施する優先交渉権者を選定する。

2 事業概要

（１）事業名

福知山市夜久野町井田（稚児野台地）地域共生型太陽光発電事業

（２）事業内容

別紙「福知山市夜久野町井田（稚児野台地）地域共生型太陽光発電事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり。

主な事業内容は、次のとおりとする。

- ア 既存施設の解体・撤去及び残置物等の処理
- イ 事業用地の整備
- ウ 太陽光発電設備及び附帯設備の整備
- エ 発電した電力の供給及び販売
- オ 太陽光発電設備等の維持管理及び事業運営
- カ 地域との共生、市民出資及び地域還元
- キ 事業終了時の設備の撤去及び原状回復
- ク その他本事業の実施に必要な事項

(3) 事業場所

京都府福知山市夜久野町井田（稚児野台地）

詳細は要求水準書に記載のとおり。

(4) 事業期間

基本協定締結日から事業終了までとする。

本事業に係る土地の貸付期間は、貸付開始日から 20 年間を上限とし、当該期間内に既存施設の解体・撤去、太陽光発電設備の整備、発電事業及び事業終了に伴う設備の撤去・原状回復等を実施することを基本とする。

具体的な事業期間及び事業スケジュールは、要求水準書に示す条件を踏まえ、優先交渉権者の提案内容及び本市との協議により決定する。

(5) 事業の実施方式

本事業は、選定された事業者が自らの責任において事業を実施することを基本とし、本市と事業者との間で基本協定を締結する。

事業用地については、本市と事業者との間で使用貸借契約を締結し、無償で貸し付けることを基本とする。

なお、事業の実施に当たっては、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」の活用を想定しており、補助対象事業、補助対象経費、交付条件その他必要な事項については、要求水準書及び関係法令等を確認すること。

(6) 価格提案の取扱い

本事業は、通常の業務委託契約とは異なり、事業者が主体となって解体・撤去、発電設備整備、電力供給及び事業運営等を一体的に実施するものである。

このため、本プロポーザルにおいては、価格提案書（見積書）の提出及び価格点による評価は行わない。

ただし、事業の実現性及び継続性を評価するため、事業費、資金調達計画、補助金の活用、長期事業収支、電力販売収入、地域還元、撤去費用等については、企画提案書において明らかにすること。企画提案時の提案事項については要求水準書を確認すること。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、複数の事業者が共同して参加する場合は、代表企業を定めるものとし、各構成企業についても、次に掲げる共通の参加資格を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあ

っては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (3) 国税又は地方税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間において、福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱（平成 15 年福知山市告示第 137 号）に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 福知山市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。共同企業体で参加の場合は、福知山市内に本店、支店又は営業所等を有する者を 1 者以上含むこと。

4 その他参加に関する要件

(1) 事業実施能力及び実施体制

本事業における既存施設の解体・撤去、廃棄物処理、事業用地の整備、太陽光発電設備の整備、電力供給・販売、市民出資、地域還元、維持管理及び事業終了時の設備撤去・原状回復等について、適切かつ確実に実施できる能力及び体制を有すること。

なお、これらの業務については、参加者自らがすべてを実施することを要せず、共同企業体の構成企業又は協力事業者との連携により実施することができるものとする。

ただし、参加者は、本事業全体の実施及び履行に係る責任を負うものとし、各業務の実施主体、役割分担及び責任関係を明確にすること。

(2) 業務別の資格及び許認可等

本事業の実施に当たっては、次に掲げる業務の区分に応じ、当該業務を実施する者が、関係法令に基づく必要な許可、登録、届出、資格等を有し、又は所定の時期までに必要な手続を完了できる体制を確保すること。

ア 既存施設の解体・撤去及び用地整備

建設業法に基づく解体工事業、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業その他工事内容に応じた建設業の許可又は法令に基づき必要な登録を有する者が施工すること。

また、工事の規模及び内容に応じ、主任技術者、監理技術者その他法令上必要な技術者を適切に配置できること。

イ アスベスト含有建材等の調査及び除去

石綿障害予防規則、大気汚染防止法その他関係法令に基づき、建築物石綿含有建材調査者、工作物石綿事前調査者、石綿作業主任者その他必要な資格を有する者を確保し、事前調査、除去作業及び必要な届出等を適切に実施できること。

ウ 廃棄物の収集運搬及び処分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の種類及び処理方法に応じて必要となる産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業、一般廃棄物処理業その他の許可等を有する者により、適正に処理できる体制を確保すること。

エ 太陽光発電設備の設計及び施工

建設業法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気工事士法、電気事業法その他関係法令に基づき、必要な建設業許可、電気工事業の登録又は届出、電気工事士その他の資格を有する者により、設計及び施工を適切に実施できること。

また、設備の規模及び区分に応じ、電気主任技術者の選任その他必要な保安体制を確保できること。

オ 発電事業及び電力供給・販売

電気事業法その他関係法令に基づき、発電事業に係る必要な届出その他の手続を適切に実施できること。

また、地域への電力供給及び販売については、小売電気事業者の登録を受けた者との連携その他法令に適合した方法により、継続的に実施できる体制を確保すること。

カ 市民出資

市民出資の実施に当たっては、提案する出資方式に応じ、金融商品取引法その他

関係法令に基づく必要な登録、届出、資格等を有する者との連携その他適法な方法により、市民出資の募集、資金管理及び運用等を実施できる体制を確保すること。

キ 維持管理及び事業終了時の撤去

太陽光発電設備の維持管理、保安全管理、修繕、設備更新及び事業終了時の設備撤去・原状回復等について、業務内容に応じた必要な資格、許可、登録等を有する者により、適切に実施できる体制を確保すること。

ク その他

前各号に掲げるもののほか、本事業の実施に必要となる関係法令に基づく許可、登録、届出、資格等を適切に確保できること。

(3) 資格及び許認可等の確認

参加者は、参加表明時に、本事業の各業務を実施する予定の事業者及びその役割分担を明らかにするとともに、必要な資格及び許認可等の保有状況又は確保方法を示すこと。

なお、参加表明時点で協力事業者が確定していない業務については、当該業務の実施方法、協力事業者の選定方針及び資格・許認可等の確保時期を明らかにすることにより、これに代えることができる。

ただし、関係法令上必要な資格及び許認可等については、当該業務の着手前までに確保するものとし、本市が必要と認める場合は、その保有状況を確認できる資料を提出すること。

(4) 共同企業体等による参加

複数の事業者が共同して参加する場合は、代表企業を定め、構成企業の役割分担及び責任関係を明確にすること。

代表企業は、本市との協議及び連絡調整を行うとともに、本事業全体の履行について責任を負うものとする。

また、基本協定の締結主体、土地の使用貸借契約の締結主体、補助金の申請主体その他本事業に係る権利義務の帰属については、企画提案時に基本的な考え方を示し、本市との協議により決定するものとする。

なお、基本協定等の締結主体については、企画提案時に示した事業実施体制及び責任関係を基本とし、選定時に評価した事業遂行能力及び履行責任が損なわれないものとする。

(5) 基本協定等の締結

本事業に係る基本協定、土地の使用貸借契約その他必要な協定又は契約を締結し、要求水準書に定める条件を履行できること。

5 主なスケジュール

公募開始 : 令和 8 年 10 月 29 日 (木)
現地見学申し込み : 令和 8 年 11 月 16 日 (月)
参加表明書の提出 : 令和 8 年 11 月 24 日 (火)
質問書提出期限 : 令和 8 年 11 月 24 日 (火)
質問回答日 : 令和 8 年 11 月 30 日 (月) まで
参加資格確認通知 : 令和 8 年 11 月 30 日 (月)
提案書提出締切 : 令和 8 年 12 月 7 日 (月)
プレゼンテーション : 令和 8 年 12 月下旬 (予定)
選定結果通知 : 令和 8 年 12 月下旬～翌年 1 月上旬 (予定)

6 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒620-8501 京都府福知山市字内記 13 番地の 1
福知山市産業部エネルギー・環境戦略課
電話 0773-48-9554
FAX 0773-23-6537
電子メール enekan■city.fukuchiyama.lg.jp ※■は@に読み替えること

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和 8 年 10 月 29 日 (木) から令和 8 年 12 月 7 日 (月) まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

イ 配布場所

上記 (1) の担当部署で配布するほか、福知山市ホームページからダウンロードで
きる。

ウ 配布資料

- (ア) 募集要領
- (イ) 要求水準書
- (ウ) 評価基準
- (エ) 参加表明書及び各種提出様式
- (オ) その他本市が必要と認める資料

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和 8 年 11 月 24 日 (火) 午後 5 時必着

イ 提出場所

上記（１）に同じ。

ウ 提出方法

持参（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便、宅急便等、送達確認できるものに限る。）

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

エ 提出書類

第 9 項に定める参加表明に必要な書類

（４）参加資格の審査

提出された参加表明書等に基づき参加資格を審査し、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書をファックス又はメールで通知する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

（５）企画提案書の提出

ア 提出期限

令和 8 年 12 月 7 日（月）午後 5 時必着

イ 提出場所

上記（１）に同じ。

ウ 提出方法

持参（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便、宅急便等、送達確認できるものに限る。）

※提出期限後に到着した企画提案書は無効とする。

7 現地見学

（１）申込方法

現地見学を希望する者は、令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 5 時までに現地見学申込書（様式任意：会社名、連絡先、出席者名）を作成し、第 6 項（１）に提出すること。（FAX 可。ただし、着信確認の電話を行うこと。）

（２）現地見学日時

現地見学希望者と調整の上、見学日時を決定する。

8 質疑・回答

(1) 受付期間

公募開始日から令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 5 時必着

(2) 質疑方法

持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、第 6 項（1）に提出すること。

(3) 質疑様式等

様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「福知山市夜久野町井田（稚児野台地）地域共生型太陽光発電事業に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時

令和 8 年 11 月 30 日（月）までに回答する。

(5) 回答方法

質問への回答は福知山市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

なお、質問への回答は、本募集要領及び要求水準書等を補足するものとして取り扱う。

9 応募書類

(1) 参加表明時に提出する書類

参加希望者は、参加表明書、資料等（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

共同企業体等により参加する場合は、代表企業及びすべての構成企業について、参加資格の確認に必要な書類を提出すること。ただし、本市が提出を不要と認める書類については、この限りでない。

《参加表明書等》

（ア）参加表明書・会社団体概要書・事業者の実績調書（様式 1）

（イ）事業実施体制調書（様式 1-1）

（ウ）直近 3 事業年度の財務諸表（決算関係書類）

（エ）福知山市税の滞納がないことの証明

※福知山市への納税がない場合、「本店所在地の自治体への滞納がないこ

との証明書」を提出すること。

※発行日から3か月以内のもの。コピー可。

(オ) 消費税及び地方消費税の納税証明

※納税証明書「その1 納税額等証明用 項目：消費税及び地方消費税」または「その3 未納税額のない証明用」または「その3の3『法人税』及び『消費税及び地方消費税』について未納税額のない証明用」など。

※発行日から3か月以内のもの。コピー可。

(カ) 共同企業体等で参加する場合

- a 共同企業体届出書（様式2-1）
- b 共同企業体協定書又はこれに準ずる書類（様式2-2）
- c 委任状
- d 使用印鑑届

(キ) 提案事業者が法人の場合

- a 法人登記簿謄本（1部）※発行日から3か月以内のもの。コピー可。
- b 法人定款

(ク) 提案事業者が任意団体の場合

- a 団体の規約
- b 役員一覧

※エ、オ及びキについては、福知山市指名競争入札等参加資格者名簿登載事業者の場合は不要。

(2) 企画提案時に提出する書類

企画提案書の提出を要請された者は、企画提案書を作成し、提出するものとする。

なお、本事業では価格提案書（見積書）の提出は求めない。

《企画提案書》

企画提案書は任意の様式とし、表紙を含め40ページ以内とする。用紙はA4判を基本とし、図表等についてはA3判の使用を認める。A3判についても1ページとして算定する。印刷は両面印刷を基本とする。印刷向きは問わないが、提案書すべては、縦又は横で統一すること。注釈や注記等を除き、文字フォントサイズは10.5ポイント以上とすること。真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

企画提案書は、要求水準書及び別表1「企画提案時に求める主な事項」に基づき、本事業の目的、事業内容及び要求水準を十分理解した上で作成すること。

提案内容については、具体性、実現性及び継続性を確認できるよう、必要な根拠、数値、図表等を用いて分かりやすく記載すること。

特に、事業費、資金調達、長期事業収支、発電量、電力供給、地域還元及び撤去費用等については、算定条件及び算定根拠を明らかにすること。

(3) 提出部数及び提出形式

ア 参加表明書等 1 部

イ 企画提案書等 10 部及び電子データ 1 式 (PDF 形式)

※電子データについては、原則として電子メールにより、第 6 項 (1) に提出すること。ただし、ファイル容量等により電子メールでの提出が困難な場合は、事前に本市と協議すること。

(4) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける優先交渉権者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、福知山市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

企画提案書の提出者が 4 者以上となった場合は、提出された企画提案書等について、別紙「評価基準」に基づく書類審査を実施し、原則として評価点の上位 3 者をプレゼンテーション及びヒアリングの対象者として選定する。書類審査結果はファックス又はメールで通知する。

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時、場所、所要時間、出席可能人数その他実施方法の詳細については、参加資格を有する者に別途通知する。

なお、プレゼンテーションは、原則として提出済みの企画提案書に基づき実施するものとし、企画提案書の内容を変更し、又は新たな提案を追加することは認めない。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づき、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

評価点は100点満点とし、外部有識者による評価80点及び本市職員による客観的評価20点の合計点により評価する。

なお、本事業は価格提案を求めないため、価格点による評価は行わない。

(4) 優先交渉権者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、基本協定締結に向けた優先交渉権者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、外部有識者による評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、外部有識者による評価点も同点の場合は、別紙「評価基準」に定める「地域共生・市民参加・地域還元」の評価点が高い者を優先するものとし、当該評価点も同点の場合は、選定会議において審議の上、優先交渉権者を決定する。

ウ ア及びイにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、優先交渉権者として選定しない。

エ 参加者が1者の場合であっても、評価を実施し、総合点が60点以上である場合は、優先交渉権者として選定することができる。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 要求水準書に定める必須の条件を満たさない場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1.1 選定結果の通知・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日に、下記項目について福知山市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 優先交渉権者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※（１）以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が２者の場合、次点者の得点は公表しない。

（３）外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

１２ 基本協定の締結等

- （１）本市は、優先交渉権者として選定された者と、本事業の実施に必要な事項について協議を行い、協議が整った場合に基本協定を締結する。
- （２）基本協定には、事業内容、事業実施体制、事業スケジュール、役割分担及び費用負担、土地の使用、補助金の取扱い、電力供給、地域共生、市民出資、地域還元、維持管理、事業継続、設備の撤去・原状回復、撤去費用の確保その他本事業の実施に必要な事項を定めるものとする。
- （３）基本協定の内容は、要求水準書及び企画提案の内容を基本として、本市と優先交渉権者との協議により決定する。
- （４）本事業に係る土地については、基本協定に基づき、別途、土地の使用貸借契約を締結するものとする。
- （５）本事業に係る補助金については、関係法令、交付要綱及び本市が定める条件に基づき、必要な申請、審査、交付決定、実績報告及び額の確定等の手続を経て取り扱うものとする。基本協定の締結は、補助金の交付を確約するものではない。
- （６）優先交渉権者との協議が整わない場合、又は優先交渉権者が参加資格を欠くに至った場合その他基本協定の締結が困難と認められる場合は、本市は当該優先交渉権者との協議を終了し、次点者と協議することができる。
- （７）優先交渉権者としての選定は、基本協定の締結、土地の貸付、補助金の交付その他本事業に係る権利を当然に付与するものではない。

１３ その他

- （１）参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- （２）企画提案書については、１者につき１提案に限る。
- （３）企画提案書を提出した後、差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- （４）参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- （５）提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- （６）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。
- （７）企画提案に当たっては、要求水準書に定める条件を十分確認し、本事業の実施に必要

な法令上の手続、事業費、資金調達、事業リスク等を考慮すること。

- (8) 優先交渉権者として選定された場合であっても、本市との協議、関係法令に基づく許可、補助金の交付決定その他本事業の実施に必要な条件が整わない場合は、事業の実施に至らないことがある。
- (9) 本募集要領に定めのない事項については、本市が別途定めるものとする。